

小林勝・労契法 20 条裁判に対し不当な判決＝門前払い！

2016年11月1日に提訴したこの裁判闘争は2年と7カ月を経て判決日を向かえた。

5月30日、午後13時10分より開廷された東京地裁における判決公判では、三木素子裁判長によって主文、次のとおり言い渡された。

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用(補助参加によって生じたものを含む。)は、原告の負担とする。

みられるとおり、全くのゼロ回答、門前払いである。

判決文には2017年8月より本件を担当してきた江原健志裁判長、及び船所寛生裁判官が署名し、その下に「裁判官久屋愛理は、差し支えにつき、署名及び押印をすることができない。」とある。その真意は今のところ不明だが、我々は判決に署名したこの2名の裁判官の名を決して、永遠に忘れないだろう。なお、江原健志裁判長は本年4月をもって東京地裁民事第8部に所属替えとなっている。

判決申し渡しはわずか数十秒で、三木裁判長等は逃げるように退出した。満席の傍聴者は啞然とするしかなかった。われわれ支援する会は直ちに東京地裁前で抗議のシュプレヒコールを行い、14時より原告・小林勝と弁護団は厚生労働省記者クラブで記者会見、支援する会や他の争議団員・支援者たちは弁護士会館で報告集会を行った。そして原告及び弁護団は直ちに控訴の手続きに入ることを確認した。

※

判決書は67頁、本文だけでは49頁である。以下、要点のみを記す。

判決はいう。

- ① **第一の争点**は「原告と専任教員との間に労働契約法20条の規定に違反する労働条件の相違があるかどうか」であるとし、まず「当該相違は労働契約の期間の定めの有無に関連して生じたものである」ことを認めている(判決文【以下同】27頁)。このことは、我々の当初の予想とは異なっており、一定の評価はできる。問題はその後である。

判決は被告の「就業規則」を持ち出し、それをもとに、専任教員にあっては非常勤講師には義務付けられていない職務があるとする。まず「教育活動」では、就業規則によれば専任教員には週5コマの授業をもつことが原則とされているが、非常勤講師との有期労働契約にはそういった義務規定はなく、小林勝が専任教員と同等以上のコマ数を担当したのも「自らが合意したからにすぎず」！！他の非常勤講師はそのようなコマ数を担当していないではないか、というのである(29頁)。ここでは原告がなぜ専任教員以上のコマ数を持ち始めたのかのきっかけについては一切ふれず、大学側の主張におもねって本人の「希望」！に責任転嫁しているのである。そして就業規則に書かれている専任教員の「研究活動」「学生の就学指導等」「その他の大学運営業務」をあげつらい、実際にもかなりの業務を担っていると断定する。そして以上の判断を際立たせようと、資料(別紙5、6、7)として被告側の提出した「証拠」のうちから、授業以外の業務例をわざわざ8頁にわたり掲載している。

笑えるのは、こともあろうに小林勝の主導する「全国教職員組合」と被告との団体交渉の結果、非常勤の待遇改善はこのかん、かなり図られてきているのだから、他大学との間に遜色もない（36 頁）。また私立大学への国庫補助規定によれば、そもそも専任教員の想定支給額と非常勤教員のそれとは著しい格差があることを前提に定められているので、それを勘案しても中央学院大学における格差は不当とはいえないし、全国の大学の実態からも乖離していない、とも指摘している（37 頁～）。

だが我々はまさに個別中央学院大学のみならず、わが国の大学における教員の待遇差別がなぜ蔓延してきたのか、国のこれまでの教育行政のありかたも含め、問題にしているのだから、そもそも労働契約法 20 条の精神は不十分とはいえ、生活の不安定な非常勤従業員がいたずらに拡大してきた、その反省の上に制定されたのではなかったか。我々は本件を突破口として一石を投じるつもりで闘ってきているのだが、本判決はそれをあざ笑うように全く空とぼけてシカトしているのである。不満があるなら法律や裁判所に頼らず「全国教職員組合」のように団交なりなんなりで勝ち取れば良いではないか、と激励して下さる。だが、小林勝がつねづね述べているように、そもそも非常勤講師には権利主張しにくい、様々な事情があるのだ。

判決は次に、本俸、賞与、年度末手当、家族手当、住宅手当について個別に検討し、いずれも専任教員が専任であるための必要な措置であって、非常勤講師に適用されないのは「事情が異なる」（専任教員の兼業の禁止。非常勤講師は他大学でいくらかでも兼業できる！（42 頁））からだと言うのである。この間の他の 20 条闘争における最高裁判決などは一顧だにされていないのである（このことについては記者会見の場で A 新聞の記者も皮肉たっぷりに指摘していた）。

- ② **第二の争点**は「原告と被告が、原告を専任教員として雇用する「契約締結段階」にあったかどうか」とする。判決は斎藤教授や土橋貴教授が小林勝を専任教員として採用する旨の一定の言動をしたことは、あっさり認め。しかし被告・大学は彼らの言動に責任を負うものでなく、かつ時効が成立している、と二重の壁を設けたうえで原告主張を却下してしまったのだ。

※

判決が下されたとき、参加者のひとは「日本の裁判所はやっぱりこんなものか」と声を絞り出した。支援者のひとは前段集会での発言で「今の日本の裁判官はヒラメ裁判官ばかり」と述べた。つまり、上司に付度し、出世のために上の反応ばかり気にするという意味である。だがわれわれはこのような判決をそのまま確定させるわけにはいかない。それは全国で労働契約法 20 条裁判闘争を闘う仲間たちへの信義をうらぎることでもあるし、この闘いに注目する全国の、大学勤務だけでなく非常勤講師たち、そして遠方からも駆けつけてくれた卒業生、支援者の期待をうらぎることでもある。

来月開催する「支援する会」第 3 回総会でお互いに決意を新たに、知恵を出し合い、そして不屈に闘い続ける意思を確認しあおう。

以上（文責：N）

【謝 辞】

判決日に小林勝 20 条裁判の判決前後のもようを、いち早く「レイバーネット日本」の M さんが取材記事を「レイバーネット日本」にアップしてくれました。（My）

（次頁参照。写真数枚は省略させていただきました。オリジナルでご確認下さい。）

20 数年の格差は 2 億円！～東京地裁、大学非常勤講師の待遇問題に非情な判決



→[動画 \(8分51秒\)](#)

5月30日、中央学院大学（千葉県我孫子市）の非常勤講師として20数年働いてきた小林勝さん（写真右）が、専任教員との格差是正をもとめた裁判の判決が東京地裁であった。判決は原告の訴えを全面棄却する不当判決だった。江原健志裁判長は判決理由として、「専任教員と非常勤講師は職務内容と責任がちがうから不合理な格差にあたらない」としている。弁護側は仕事内容の実態がほとんど変わらないことなどの事実を積み重ねてきたが、まったく形式的に切り捨てた内容だった。

判決を受けて、小林さんは「これでは非常勤講師の待遇改善は絶対にすすまない」と司法を批判した。小林さんは、中央学院大学で法学などを教えているが、専任教員の義務とされる週5コマを上回る6～8コマを担当してきたが、賞与・退職金もなく年額で230万円程度。専任教員の1250万円と比べると年収で6倍の約1000万円の格差がある。今回の小林さんの損害賠償請求額は約2500万円だが、それは3年分にすぎず、実際に勤めた20数年分を計算すると2億円以上になるという。

2年半前の提訴当時で、中央学院大学の専任教員は64人で非常勤講師は116人だった。いま首都圏の大学をみても半数近くが非常勤講師であり、この異常な待遇格差が蔓延している。ただ非常勤講師の場合、コマ数が少ないケースが多く裁判などでたたかいつらいことがあった。しかし小林さんの場合は、専任教員と同等以上の勤務実態があり「労働契約法20条」訴訟に踏み切ることになった。判決でも「労働契約法20条」の適用者であることは認

められ、その点は原告側も評価している。

この判決に先立ち、ことし1月には「教授昇進・自主退職・解決金支給」などの和解提案が大学側からあったが、小林さんは拒否した。その理由を会見で問われた小林さんは「この提訴は私個人の問題ではない。この和解を受け入れてしまったら、非常勤講師全体の待遇改善是正につながらない」ときっぱり答えた。原告側は控訴する方針で、非常勤講師の格差問題をめぐる裁判の攻防は東京高裁に移る。(M)
